

4 福スポ協第 1 2 5 号
令和 4 年 8 月 4 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県スポーツ協会長
(公 印 省 略)

濃厚接触者等の対応に係る待機期間の短縮等について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症対策本部より別紙写しのとおり通知がありました。濃厚接触者等の対応に係る待機期間の一部改正の連絡と、厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、潜伏期間の中央値は約 3 日であるが、一定の割合で 4 日以降も発症するリスクのあることが示されたことによる感染対策の徹底をお願いする通知となります。

つきましては、各団体におかれましても、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに各団体関係者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容（下線部が改正部分）

（1）濃厚接触者の待機期間の短縮について

- （ア）濃厚接触者の待機期間を最終暴露日から原則 5 日間とし、6 日目に解除
- （イ）社会機能維持者であるか否かに関わらず、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3 日目から解除が可能
- （ウ）上記（ア）（イ）の場合であっても、見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。

2 参考

（1）第 9 2 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

- ・潜伏期間の中央値は約 3 日で、一定の割合で 4 日以降も発症するリスクのあることが示された。

（事務担当 競技スポーツ係 電話 0 2 4—5 2 1—7 8 9 6）